

平成31年3月15日発行第507号 毎月1回15日発行 栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ



3

Mar. 2019

No.507



栃木県行政書士会

<http://www.gto.or.jp/gyosei>



マスコットキャラクター
アドちゃん

行政書士 とちぎ

2019年

3 月号

CONTENTS

1	目次
2	栃木県行政書士会の動き
2	○平成31年 新春交流会
3	○市民公開講座「相続・遺言・終活について」開催
6	○産業廃棄物収集運搬業特別研修会開催
6	○建設業会計・財務諸表研修会開催
7	○市民法務部 自賠責保険の請求に関する研修会
8	○倫理研修会 開催
9	支部だより
11	栃木県行政書士会カレンダー（4月）
12	日行連だより
12	申請取次行政書士の動向
13	業務情報
16	おじゃましま～す！
17	支局かわら版（鹿沼）
18	木もれび
19	研修会のお知らせ
20	会員の動き

No. 507

今月の表紙

日光二荒山神社 神橋渡橋特別参拝（日光市）

写真提供 （公社） 栃木県観光物産協会

栃木県行政書士会の動き

平成31年 新春交流会



2月15日（金）、ホテル東日本宇都宮にて、栃木県行政書士会・栃木県行政書士政治連盟主催による平成31年新春交流会が開催された。来賓と会員合わせて121名の参加を頂いた。

先ず、栃木県行政書士会横山眞会長、栃木県行政書士政治連盟青木勇夫会長より主催者挨拶があった。

続けて、日本行政書士会連合会会長遠田和夫様、日本行政書士政治連盟会長山下寛様、栃木県知事・栃木県行政書士会名誉会長福田富一様、参議院

議員高橋克典様、参議院議員渡辺美知太郎様、内閣官房参与西川公也様、栃木県議会副議長阿部寿一様よりご祝辞をいただいた。

その後、日本行政書士会連合会相談役住吉和夫様のご発声で乾杯し、華やかなピアノの生演奏が流れる中、祝宴は順調に進み、毛塚勝行当会副会长の中締めの言葉に至るまで、来賓の皆様と会員が交流を深めつつ祝宴に相応しい華やかで有意義な時を過ごした。

(広報部 山根輝雄)





市民公開講座「相続・遺言・終活について」開催

2月22日が行政書士記念日ということで、栃木県行政書士会では、この日を中心に県内6ヶ所で「相続・遺言・終活について」の講演会・無料相談会を開きました。

【宇都宮会場】

2月16日（土）午後1時30分より、宇都宮市総合コミュニティセンターにおいて、「相続・遺言・終活」をテーマに市民公開講座が開催されました。



当日は、開始30分前には聴講者の方が会場を訪れ、70席用意した席が満席となり、追加で席を用意するほどの盛況で、今回のテーマに対する関心の深さが窺えました。

安野支部長の開会の辞に続き、公開講座の開催趣旨の説明があり、講義に入りました。

講義は、深見 史会員を講師として、「終活エンディングノートの書き方」と題し、終活とは何か、終活の中身、「振り返り」のためのエンディングノートのすすめ等を中心に進められ、相続、遺言につき身近な事例をもとに、わかりやすく説明されました。

誰にでも必ず訪れる「老いと死」。介護保険や成年後見制度などが説明され、終末期医療から亡くなった後の葬儀や墓地についてまで具体的な例示の後、相続・遺言についての話として遺言書に



ついて説明があり、エンディングノートの書き方に移りました

このような講座は、行政書士制度を知っていたらしく良い機会になったと感じました。講座聴講者数は約90名でした。

講座終了後、無料相談会が開催され、用意した相談テーブル数では間に合わず、順番をお待ちいただく程で、テーマに沿って、「相続・遺言」に関する相談がありました。相談の件数は、50代から80代の方、件数は18件でした。

宇都宮支部の皆さんのご協力ありがとうございました。

(広報部 小室明男)

【佐野会場】

2月16日（土）13時30分より佐野市役所1階市民活動スペースにおいて開催された。

支部長あいさつに続き佐野市健康医療部いきいき高齢課地域支援事業係係長早川はるえ様による「わたしの終活ノート」というテーマで講義をして頂いた。



次いで「相続・遺言について」というテーマで小山支部大橋勝典会員の講義に移った。相続争いの回避等を目的として

- ① 公正証書による遺言書を作ろう
 - ② 遺言執行者を指定しよう
 - ③ 個別具体的に書こう
 - ④ 遺留分の対策を入れよう
 - ⑤ 専門家の力を適切に借りよう
- というわかり易い内容だった。

そして相続法の改正点を簡潔に講義して頂き終了した。

この公開講義に駆けつけて下さった金子裕県議会議員が、行政書士の役割や地域に於ける貢献と必要性を熱く語り閉会となった。

本日の市民参加は42名、無料相談は13件であった。

(広報部 山本昭子)

【那須会場】

2月16日（土）午後1時30分より、いきいきふれあいセンター大会議室において、相続・遺言・終活についての市民公開講座が開催されました。本講座には45名ほどの方が参加され、会場が埋まるほど多くの方々に来ていただきました。



講座は、室賀芳明会員が相続・遺言について、オブライエン奈美会員が終活についての講義を行い、質疑応答の後に本講座を終了し、その後に個別相談会という構成で行われました。

室賀会員は、専門的な用語を極力少なくして図を使用し、視覚的に分かりやすいテキストを用いて、ゆっくりと丁寧に解説をされていました。個人的には、テキストにある雑学が面白かったです。講義の途中に関連する余談を少し話すと、その後も興味をもって講義を受けられると感じました。オブライエン会員は、エンディングノートと成年後見・任意後見について、短い時間ながらも適切なポイントを抽出して整理をされたテキストで分かりやすく講義をされました。その後の質疑応答

でも成年後見に関する質問が複数あり、参会者のお役に立てることができたかと思います。



講座終了後の個別相談会は、10件の相談があり、相談内容としては相続・遺言に関するものが多くありました。生前贈与に関する質問も複数あり、生前に相続人に財産を有効に活用してほしいと考える優しい想いに心が洗われました。

(広報部 斎藤丈威)

【高根沢会場】

2月17日（日）高根沢町の元気あっぷむら多目的ホールにおいて、市民公開講座が開催された。

テーマは「新しくなった相続・遺言」、講師は塩那支部の松本智美会員。

最近の民法相続編の改正をメインに、遺言と相続について、全般的に講義された。当日は83名の方々が参加され、皆真剣に耳を傾けていた。

講座の終了後には無料相談会が行われ、参加者それぞれ、日頃から疑問を持っている点について質問を投げかけていた。



(広報部 中山和彦)

【足利会場】

2月23日（土）午後1時30分から足利市民プラザにおきまして、足利市の後援を受けて、市民公開講座『相続・遺言・終活について』を開催



致しました。当日は、なかなかの晴天だったものの残念な強風でしたが35名もの来場者があり、テーマに対する関心の高さがうかがえました。公開講座では、堀越会員から『遺言と相続』のタイトルで、「誰もが一度は相続を経験します」のモチーフで、吉沢文雄会員からは『成年後見と信託』のタイトルで、「ころばぬ先の杖として」のモチーフで、お話をいただきました。

無料相談会には相談希望者が11名いましたもの、協力会員が12名待機していましたので待ち時間なしの同時進行で各相談者に対応することができました。相談内容については、個人情報ですので詳しく記す事はできませんが、やはり成年後見関係、遺言書関係、相続関係などが目立ちましたので、高齢化に伴って、「子どもには迷惑をかけたくない」との思いの中で、潜在的に悩みを抱えている人は多いのだと痛感させられました。

この『市民公開講座』は、具体的な相談だけではなくて漠然とした不安でも構いませんので、ぜひ活用していただければと思います。

同じようなテーマで、告知方法もほぼ同じなのにも関わらず、2月は盛況で10月はやや物足りないという状況が続いています。明確な理由がわかりません。どうしてなのでしょうか？



(足利支局長 杵渕 徹)

【栃木会場】

平成31年2月24日、日帰り温泉施設が併設され市民の憩いの場となっている大平町健康福祉センターゆうゆうプラザにて午後1時半より開催した。

来場者数は25名。

増山会員による「終活を学ぶ（概要・デジタル終活・エンディングノート）」では、50頁近い親切丁寧な資料を使って、本題の他にも民法改正や法定相続情報証明制度、遺品整理等々、多岐に亘り、皆さん熱心に聞き入っていた。エンディングノートの“実物”だけでも10冊以上が会場に展示され、閲覧も好評であった。

セミナー後に引き続き、7名（組）の個別相談があった。来客数の約三分の一近くが具体的な相談を希望されたのは、セミナーを通して我々行政書士への高い信頼を頂けた証左と感じられた。



(広報部 山根輝雄)

産業廃棄物収集運搬業特別研修会開催

1月24日(木)午前9時半より、宇都宮文化会館3階第1会議室において産業廃棄物収集運搬業特別研修会が開催されました。

栃木県に申請する場合、本特別研修を修了することにより、経理的基礎の審査基準（追加書類）にある、中小企業診断士などに、行政書士も含まれることとなります。

受講内容は、1時間目 廃棄物の処理及び清掃に関する法律概要、2時間目 産業廃棄物収集運搬業許可申請の実務について、青木裕一会员に講義頂きました。受講生参加型の研修スタイルで、受講生は自由に意見を述べていました。

午後1時半より、3時間目 財務諸表に基づく経営分析、4時間目 産業廃棄物収集運搬業の経



営診断書作成の実務について、金敷裕会员に講義頂きました。

書類を作成する人が理解、納得できるように、懇切丁寧に解説して頂きました。

なお、今回より更新制を導入しており、新規に受講される方、更新として受講される方共通となっています。

午前9時半から午後5時までという長い時間でしたが、たいへんわかりやすく、尚且つ内容の濃い研修会だったと思います。

今後も定期的に、このような研修会を企画していきたいと思います。

(建設環境部 江藤正巳)

建設業会計・財務諸表研修会開催

2月5日(火)行政書士会館において、建設業会計・財務諸表研修会が開催されました。

講師は一般財団法人建設業情報管理センター東日本支部分析課課長伊藤栄氏にお願いしました。

本研修会では1. 建設業会計について取引の発生、仕訳から決算書の作成の基礎を学び、2. 財務諸表の基本を理解しながら、作成上の注意点を学びました。

講師の伊藤氏は建設業の経営状況分析機関の責任者として日々企業の経営分析に従事する傍ら、行政機関や専門団体に建設業会計についての講義に出向かれているそうです。建設業会計のプロフェッショナルから受けた講義は、20年以上専門分野のひとつとして財務諸表作成に携わってきた私にとって、目から鱗が落ちたような思いにさせられました。講義に使われたテキストはどこにも書かれていないいわば建設業の財務諸表を作成す

る際のバイブルともいべき傑出したものであり、しかも無料で手に入れることができ、今後の業務に大いに役立つこと請合いで。

建設環境部においては、毎年本研修を開催する予定でいますので、すでに理解を深めている会員においても復習の意味で今後受講していただきたいと思います。



(建設環境部長 河田 力)

市民法務部　自賠責保険の請求に関する研修会

2月19日(火)午後1時30分～3時30分まで行政書士会館において、自賠責保険の請求に関する研修会を開催しました。

今回は損害保険の代理店も営んでいる、栃木支部の青木 勇夫会員に担当して頂きました。

自賠責保険の請求は行政書士業務であることの認知が低いこと、さらに自賠責の研修会は最近実施されていないことから今回の開催に至りました。

まずは、自賠責保険と任意保険の違いといった基本的なことから教えて頂きました。自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）とは、自動車による人身事故の被害者を救済するための強制保険です。人身損害に限定され、車両損害などの物の損害は対象になりません。この自賠責保険で対象にならない部分を補うのが任意保険で、自賠責での支払限度額を超えた場合（死亡で3000万円、傷害で120万円）、物損事故、同乗者への補償、車両保険などをカバーしています。しかも自賠責は被害者保護の観点から、加害者が酒気帯びで運転していた場合や無免許で運転していた場合も適用されます。被害者に過失があった場合でも減額されず、重過失があった場合のみ減額されるといった違いがあります。



ここで気をつけなければならない点があります。それは行政書士として、依頼人の主張に基づき書類を作成、提出することのみが業務であるといった点です。決して被害者と加害者の示談交渉に関与しないことです（弁護士法第72条違反となります）。

講義後半は、損保ジャパン日本興亜の「自賠責保険請求のご案内」に沿って説明がありました。特に「事故発生状況説明書」に関しては、ていね

いにわかりやすく記入することが腕の見せ所との指摘もありました。

現代社会において、任意保険に加入せず、自賠責しか加入していない車両は1割程度と言われていますが、そういった自賠責しか加入していない車両が加害者になった場合、被害者になった場合、行政書士の出番となります。

参加された22名の会員の皆様、お疲れ様でした。

今年度の研修会も残り後1回となりました。最後までしっかりと行いますので、皆様のお越しをお待ちしています。



(市民法務部　岡村浩雅)



© 高井研一郎
研修

倫理研修会 開催

2月21日（木）、行政書士会館において総務部主催の倫理研修会を開催しました。この倫理研修会は「栃木県行政書士会倫理研修規則」に基づいて毎年度開催しており、本会会員は“5年毎に研修を受講するよう努めなければならない”と規定されています。平成24年度から運用を開始しましたので今年度は7年目となりますが、未だ受講をされていない会員がいることは大変残念です。

総務部で、規則にある努力義務の規定に頼らず、会員が受講したくなるような内容にすることを検討し、今年度は全行団のご協力をいただき、行政書士賠償責任補償制度の事例を基に「どのようにことで依頼人に損害を与えるのか」を確認し、業務を進める際に何に注意をすべきかを考える講義

として、東京海上日動火災保険株式会社のご担当者である村上昂永様に『保険の事例から学ぶ行政書士の倫理』の説明をいただきました。



その後、第二講義の「職務上請求書」、横山会長による第三講義「行政書士倫理について」と続き、午後の3時間で非常に密度の濃い倫理研修会となりました。

出席された20名の会員がその事例等から、自分の業務に置き換え、注意すべきことを頭に入れておくことで、トラブルを少しでも未然に防ぐことができれば倫理研修会を開催していく意義は充分にあると思います。

まだ一度も受講されていない会員は、次年度にぜひ受講されるようお願いします。

(総務部 中三川浩志)

平成31年度 第1期 会費引き落としに関するご連絡



T-NET、ゆうちょ銀行からの会費引き落としの方へご連絡です。

平成31年4月の会費引き落とし日が、本来4月29日（27日が土曜日のため、金融機関の翌営業日）であったところ「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の公布にともない、5月7日へと変更になります。

引き落とし結果が確認できる日も5月14日へと変更になりますことから、結果のお問い合わせは14日以降にお願いいたします。

※ ご自身がT-NETなのかご不明の方は事務局までお問い合わせ下さい。



【足 利】

「支部役員会」 開催!

足利支部では、1月17日（木）午後6時から足利市民プラザにおきまして、支部役員会を開催致しました。通常は土曜日開催が多かったのですが、各役員が出席しやすい曜日を模索するためには今日は木曜日開催となりました（出席11名）。

議題としましては、●2月23日開催予定の「市民公開講座」について、●新年度の市民相談会（足利市役所及び生涯学習センター〔外国人向け〕）について、●次回支部役員会（支部定期総会打ち合せ）について（4月20日開催予定）、●支部定期総会について（5月11日開催予定）、●役員の改選について——でした。終了後に同所内の飲食店において新年会を兼ねた懇親会を開催し、更なる活発な意見交換を行いました。

（支局長 杵渕 徹）

【佐 野】

佐野支部第3回理事会開催

2月1日（金）午後6時より、みすゞにおいて、平成30年度第3回佐野支部理事会が開催されました。佐野支部正副支部長を含めて計8名が参加しました。

第3回目の今回は、おもに市民公開講座について話し合いました。

2月16日（土）に予定している市民公開講座と無料相談会について当日の役割分担等を詳細に



打ち合わせしました。

今年度の市民公開講座については、相続・遺言に加えて、高齢者へ向けての終活ノートについて取り上げる予定です。

また、佐野市いきいき高齢課ご担当者様のご協力もいただき、前半に講座をお願いしています。

市民公開講座の当日まで残り約2週間、準備や宣伝、集客に力を入れてイベントを盛り上げていきたいと思います。

（支局長 江藤正巳）

【栃 木】

支部研修会及び新年会

2月8日（金）午後3時よりカフェレストラン「すいごう」にて第2回相続基礎研修として、福田雅友会員に講師を務めていただき「遺産分割協議書の作り方」についての研修を行いました。



遺産分割協議書を作成する上での確認事項や手順をはじめ、記載例では多くの事例を挙げていただき、「海外在住の相続人がいる場合」や「不在者財産管理人が選任されている場合」等具体的な事例を学ぶことができました。

また、民法改正により相続の実務が変わることから、自筆証書遺言の方式の緩和、保管制度の創設や配偶者の居住の権利等多くの情報交換が行われ、意義深い研修会となりました。

次回は、3月22日に第3回相続基礎研修は「（仮）相続等に関する税の概要」についての研修を行う予定です。

次いで、栃木支部では次年度以降、行政機関での無料相談会を検討しており、小山支部の山根輝雄会員から相談会の方法や状況等のご説明をいただきました。

その後、複数の質問にご回答いただき、問題点や課題など、実施するにあたり検討すべき事項を確認することができました。



山根会員にはお忙しいところ、ご足労いただきありがとうございました。改めて、感謝申し上げます。

研修会の後は、会場を同じくして、午後5時より新年会も行われました。

(支局長 大塚文子)

【栃木】

市民公開講座

2月24日（日）午後1時30分より 栃木市大平健康福祉センターゆうゆうプラザにおいて「終活を学ぶ～概要・デジタル終活・エンディングノート～」をテーマに市民公開講座を開催いたしました。



早い時間から多くの方が来場する様子からも関心の高さが窺えます。

講座では、終活の概要に止まらず、すでに施行された自筆証書遺言の方式緩和においての説明や今後、段階的に施行される民法改正点にも及び来場者は終始熱心に耳を傾けていました。



また、その後行われた無料相談会においては、

7組の方が残られ、民法改正において創設される配偶者居住権や特別の寄与制度等についての相談が寄せられました。

今回、大きく変わる相続に関するルールは、マスコミ等でも大きく取り上げられていることからも人々の関心が高まっていると感じると同時に、我々行書士においては、改正点において十分理解する必要があると改めて思いました。

(支局長 大塚文子)

【小山】

第32回ボウリング大会＆新年会

2月23日（土）小山支部で第32回ボウリング大会及び新年会が開催されました。ボウリング大会は栃木支部の会員も含め14名が参加し、栃木市のラウンドワンにて行われました。会員たちは、普段手に持つペンやマウスを、ボウリングの球に持ち替えて、明日以降襲ってくるだろう肩や腕の痛みを恐れることなく、2ゲームの勝負に挑みました。結果、スペアやストライクが次々とたたき出され、ガッツポーズを決める会員やハイタッチをしあう会員など、普段とは違う姿を垣間見ることができました。

その後は「福寿司」に場所を移し、新年会が行われ、美味しい料理とお酒とボウリング大会の話などで大いに盛り上りました。その中で行われたボウリング大会の表彰式では、小山支部の横須賀昭会員が2ゲーム合計300点というハイスコアで優勝トロフィーと賞品を獲得いたしました。その後準優勝、3位、ブービー賞に次々と豪華賞品が授与され、新年会は盛況の内に幕を閉じました。



(菊池江里香)



栃木県行政書士会カレンダー（4月）

日	予 定	時 間	主 催
1 月	正副会長・総務部の合同会議	13:30～	総務部
3 水	監査	10:00～	財務経理部
	財務経理部会	13:00～	財務経理部
8 月	行政書士無料相談 (於：宇都宮市役所2階市民相談コーナー)	10:00～15:00	宇都宮支部
9 火	登録説明会	10:00～	総務部
10 水	広報部会	13:30～	広報部
	申請取次新規受付	13:30～	申取管理委員会
	外国人在留資格無料相談 (於：足利市生涯学習センターハウス)	13:00～16:00	足利支部
12 金	理事会・幹事会	13:30～	
17 水	国際業務相談事例・入管基礎研修会	13:30～	国際部
	行政書士専門相談(於：小山市役所本庁舎地下1階市民相談室)(予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282)	10:00～12:00	小山支部
24 水	登録説明会	10:00～	総務部
	行政書士専門相談(於：小山市役所本庁舎地下1階市民相談室)(予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282)	10:00～12:00	小山支部
	行政書士専門相談(於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室) (予約問い合わせ：小山支部 田村会員 0285-45-0297)	10:00～12:00	小山支部
25 木	行政書士専門相談(於：下野市保健福祉センターゆうゆう館会議室) (予約問い合わせ：小山支部 生田会員 0285-52-2350)	10:00～12:00	小山支部
28 日	市民プラザ無料相談会 (於：うつのみや表参道スクエア5階市民プラザ)	13:00～16:00	宇都宮支部

平成31年度「栃木県行政書士会定期総会」「栃木県行政書士会政治連盟定期大会」 ～開催のお知らせ～

日 時：2019年5月17日（金）
午前11：00～
場 所：「ホテル東日本宇都宮」
宇都宮市上大曾町492-1
TEL 028-643-5555

※出席される会員には昼食を用意します。
※総会・大会終了後、懇親会を予定しております。
※総会開催通知、資料、出欠回答はがき等は4月26日に全会員に発送予定です。



日行連だより



日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連No.	受信日付	文書の表題
1340	H31. 2. 7	新たな外国人材受入れに係る制度説明会について（周知）
1346	H31. 2. 7	MOTAS・OSS改修に係る要望について
1338	H31. 2. 7	理事会の議事結果について（1/17）
1351	H31. 2. 7	VOD研修「ゆうちょ銀行本社主催 エンディングノート活用セミナー」講座開設について（お知らせ）
1307	H31. 2. 13	行政書士総合相談センター「行テラス」事業周知のお願い
1329	H31. 2. 13	「一行政書士が支援する一成年後見関係事件の実情（データブック）」のご送付
1376	H31. 2. 18	自動車検査証の二次元コードの不具合について（周知）
1382	H31. 2. 18	製造業における外国人材受入れに向けた制度説明会について（周知）
1402	H31. 2. 22	「建設業法と建設業許可～行政書士による実務と解説から」事前注文受付について（通知）
1403	H31. 2. 22	医療法人制度改革セミナーについて（周知）
1432	H31. 2. 28	職務上請求書の適正な管理及び使用について



栃木会の 申請取次行政書士 の動向

新規申出（2月）	2名
更新申出（2月）	2名
退会による減少	1名
申請取次行政書士（2月末現在）	123名

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：028-635-1411）
次回の予約締切日：3月29日（金）受付日：4月10日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月15日です。

詳細は、会のホームページ会員専用ページ各種データー事務局関連をご覧ください。
(更新手続きは有効期限の2ヶ月半前から受付できます。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。)

【ご注意】顔写真は、証明写真（写真館または証明写真機で撮影したもの）のご用意をお願いいたします。（ご自分で撮影し家庭用プリンターで印刷したものは、影が入ったり、鮮明でないものがあり、入管で受付できないことが多いため）



産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正について（栃木県）～栃木県環境森林部廃棄物対策課より～

標記について栃木県環境森林部廃棄物対策課より案内がありました。

1 改正内容

- (1) 事業を継続して行うに足りる経理的基礎を有することの審査に当たり提出する書類の規定を整備する改正

直前の事業年度が債務超過となっており、直前の事業年度の当期純利益及び直前3年の事業年度の当期純利益の平均がいずれもマイナスの場合に提出する書類の規定について、次のとおり改正します。

【現行】

- 中小企業診断士等が作成した診断書類並びに当該診断書類に基づく改善策
(※) 及び今後5年間の収支計画を記載した書類
※ 債務超過及びマイナスとなっている当期純利益に係るそれぞれの原因分析及び原因分析に基づく改善策を内容に含むこと

【改正後】

- ア 中小企業診断士等が作成した診断書類及び当該診断書類に基づく改善策を記載した書類（概ね次の内容を含むものとする。）
・会社概要
・直近3年分の財務諸表に基づく財務診断
・債務超過及びマイナスとなっている当期純利益に係るそれぞれの原因分析並びに当該原因分析に基づく改善策及びその実現可能性
・今後5年間の収支計画の分析
・作成した者の資格を証明する書類の添付
イ 今後5年間の収支計画を記載した書類

- (2) その他所要の改正

2 施行期日

平成31（2019）年4月1日から適用します。

他の詳細は、当会HP会員専用「トピックス」をご覧下さい。



公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出及び栃木県景観条例に基づく届出に係る取扱いについて（通知）～栃木県国土整備部都市計画課より～

栃木県国土整備部都市計画課より標記の案内がありました。

詳細は、当会HP会員専用「トピックス」に次の資料をご覧下さい。



さくら市農業委員会 平成31（2019）年度5月総会審議案件に係る農地法許可申請締切日について～さくら市農業委員会より～

さくら市農業委員会より標記の案内がありました。

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」が公布されたことに伴い、平成31（2019）年5月1日が祝日となることにより、同年4月27日から同年5月6日までの10日間が閉庁日となります。

平成31（2019）年5月総会審議案件に係る農地法許可申請の締切日について、下記のとおり変更になります。

なお、当月以外については、従来どおり毎月5日（閏序日にあたる場合は休み明けの平日）締め切りとなります。

記

1 締切日

平成31（2019）年4月26日（金）午後5時15分（厳守）

2 総会開催日

平成31（2019）年5月24日（金）

<お問い合わせ先>

さくら市農業委員会事務局

TEL 028-681-1124

FAX 028-681-1483



平成31（2019）年度佐野市農業委員会総会等の日程について
～佐野市農業委員会より～

佐野市農業委員会より標記の案内がありました。

平成31（2019）年度佐野市農業委員会総会日・締切日

総会日	申請締切日
4月24日(水)	4月 5日(金)
5月24日(金)	5月10日(金)
6月26日(水)	6月10日(月)
7月25日(木)	7月10日(水)
8月26日(月)	8月 9日(金)
9月26日(木)	9月 5日(木)
10月24日(木)	10月10日(木)
11月26日(火)	11月 8日(金)
12月24日(火)	12月 5日(木)
1月27日(月)	1月10日(金)
2月20日(木)	2月 5日(水)
3月26日(木)	3月10日(火)



お知らせ「取次申請予約の一時休止日について（4月～5月）」
～東京入国管理局より～

2019年4月～5月の取次申請予約休止日について、次のとおり、お知らせいたします。

4月2日(火)

4月4日(木)

5月7日(火)

※ 上記3日間については、予約制を実施いたしませんが、Bカウンターにおいて取次申請を行うことができます。



2019年度経営事項審査年間予定表

～栃木県県土整備部より～

栃木県県土整備部より、2019年度経営事項審査年間予定の情報提供がありました。

なお、諸般の状況により、変更が生じる場合もありますので、ご了承下さい。

詳細につきましては、当会HP会員専用「トピックス」をご覧下さい。

2019年度経営事項審査予定表

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日												
1日		天皇即位の日 土								休日 日	土	日
2日		休日 日								休日 土	日	
3日		憲法記念日 土								文化の日 振替休日 土	休日 土	
4日		みどりの日 土								振替休日 土	休日 土	
5日		こどもの日 日								日 土	休日 土	
6日		土								日 土	休日 土	
7日		振替休日 日								日 土	土	日
8日		土								日 土	休日 土	
9日		日								日 土	休日 土	
10日										日 土	休日 土	
11日		土								土 山の日	建國記念の日 宇都宮	安足・真岡
12日		日								土 振替休日	日 成人の日	日光・烏山
13日		土								日 土	宇都宮	宇都宮
14日		日								土 体育の日	土	土
15日		安足 大田原								日 真岡	宇都宮	日
16日		真岡 日光								土 敬老の日	宇都宮	大田原
17日		大田原								土 宇都宮	鹿沼	真岡
18日		木 矢板木								安足 宇都宮	木 木	安足 木
19日		日								木 木	木 木	木 木
20日		土 鳥山								木 安足 木	木 木	木 木
21日		日								木 木	木 木	木 木
22日		鹿沼 宇都宮								木 木	木 木	木 木
23日		木 矢板								木 秋分の日 木 木	木 木	木 木
24日		手都宮 大田原								木 鳥山 木	木 木	木 木
25日		土 日								木 木	木 木	木 木
26日		鹿沼 矢板								木 木	木 木	木 木
27日		土								木 木	木 木	木 木
28日		日								木 木	木 木	木 木
29日		昭和の日 休日								木 木	木 木	木 木
30日		日								木 木	木 木	木 木
31日		-								-	木 木	-



会員事務所訪問コーナー

おじゃましま～す！

今回は日光支部の石川茂会員の事務所へおじゃましました。

氏名 石川 茂

事務所 行政書士石川茂事務所

日光市萩垣面2440-116

入会日 平成24年4月



荒川 行政書士になったきっかけは。

石川 前職は日光市役所に勤務していました。

日光市職員在籍の時に、行政書士の資格、業務内容（相続関係・許認可等・車庫証明の申請・外国人の在留資格等）を知る機会があり、前職の経験を生かせると思い登録しました。

荒川 主に力を入れている業務は。

石川 実は、開業当初は看板を掲げ、知合いや近所の方々から相続等の依頼があり意欲満々でしたが、しばらくすると自分が描いたものと違っていました。相続の依頼で特に知人や近所の方の家庭事情を深く知るのが苦痛に思えてきました。

荒川 業務から離れていた時は何をされていたのですか。

石川 私が20の時にアルバイトをしていた時、韓国の方に出会ったのと韓流ドラマの影響もあり韓国に興味を持ち、この機会に、1人で頻繁に韓国に行っていました。

韓國の方々は、想像以上に皆さん親切で、私が子供のころ近所の優しい方がいたような雰囲気で懐かしさを感じました。

今では、日光市国際交流協会の会員にもなっています。

荒川 韓国に行かれ業務に影響はありましたか。

また、今後の活動は。

石川 語ると長くなりますので、1つだけお話しします。以前は、銀行や郵便局の手続きは簡単で誰でもできる、前職の経験で業務はすぐできるし、難しい案件を受任するのが仕事だと思っていた。しかし、韓国で人のやさしさに触れ、依頼者の家庭状況に深く関与しなくともお困りの依頼者の役に立てることがあるのではないかと思いました。先ほど話しました、銀行や郵便局の手続きは、実際、私も経験しましたが、非常に難しかったです。自分が簡単だと思っていたことは、実は手続きが大変なことが多くあることに気がつきました。日常生活でお困りの方に役立つ業務に力を入れていきたいです。また、私の事務所がある日光地区は急速に高齢社会が進んでいます。

地域の人々の中で寄り添いながら、行政書士の仕事を通じて社会貢献していきたいと思います。

荒川 お休みの日は何をされていますか。

石川 読書することが多いです。

好きな著者は内田樹、橋本治、山本七平です。

今は、山本七平先生の「空気」の研究に興味を持っています。

会員の皆様、お時間がある時に、是非、一度お読みいただければと思います。

荒川 日光支部の副支部長を務めていらっしゃる石川会員は、とても温厚で、会員からの信頼があり、知識豊富な方です。

とても、頼りになる副支部長です。

(支局長 荒川 崇)



支局かわら版

運転免許センター&TKCいちごアリーナ

鹿沼支部

今回ご紹介するのは、栃木県民なら、ほぼ間違いないなく1度は来たことのある、「運転免許センター」とすぐ隣にある「TKCいちごアリーナ」のご紹介をしたいと思います。



栃木県で自動車免許試験を受けるには、ここに来なくてはならない場所です。自分は鹿沼市民なので、免許センターは近くで便利なのですが、県北の那須や、県南の足利の方は、大変だろうなあと思っております。

自動車免許がない方が受ける試験ですから、多くの方々が公共機関を使って訪れる場所ですよね。にもかかわらず、最寄り駅は遠いという所です。自分も免許の試験を受ける際は、公共機関を色々調べたんですが、乗り継ぎが良くなくて、仕方なく自転車で試験会場に向かった記憶があります。自宅から9キロぐらいだったので40~50分くらいで行けましたが、その時に「なんでここに作ったんだろう?」と考えながら自転車を走らせた事を覚えてます。

今思えば自分が免許を取得した頃は、インターネット等が無かった時代なので、試験会場までどうやって行くのかを調べるのが本当に大変でした。今は便利になりましたよね。

ちなみに、免許センターで免許を更新される方と警察署で免許の更新手続をされる方、どっちが多いのか気になります。私は鹿沼市民ですが、最近は警察署にしか行きません。サラリーマン時代には、書き換えが一日で終わる免許センターに行っていました。警察署だと2回行かないと駄目なんですが、今は時間の調整が簡単なので、10分で行ける警察署に行ってます。

その免許センターの向かいにあるのが「TKC

いちごアリーナ」です。昔はフォレストアリーナの名称でしたが、ネーミングライツ事業によって先述の名前になりました。



この施設は、福島第一原発事故で避難された方を受け入れた施設で有名になりましたよね。中には、メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、トレーニング室、軽運動場、大会議室・研修室、和室、隣接施設として、道のホール、森のホール、野球場、サッカー場、テニスコートなどを持つ、施設です。



私も知らなかったのですが、ここはリンク栃木ブレックスのマザータウンなんですね！じゃ、マザータウンって何？という話になると思いますが、調べた所、練習拠点ということらしいです。それ以上の事はイマイチわかりませんでした！

ブレックスの練習拠点以外にも様々な施設があるので、免許センターに更新等で訪れた際には、こちらのTKCいちごアリーナにも訪れてみては如何でしょうか？

(支局長 小太刀庸恭)



今期支局長として「木もれび」の寄稿は最後となります。「木もれび」の寄稿ルールは自由であり、【いいたいことや気になっていること】などでOKとなっています。無趣味で日常生活も大したことない私にとっては、今まで一番難しい仕事と受けとめています。前回の私の「木もれび」はとてもふざけたものでしたので、今回は真面目に書いてみようと考えていました。が、気が付くと締め切り1週間前。タイムリミットが迫っていました。どうしようか。時間もないため、私が書きやすい興味がある分野を淡々と書いてみることにしました。

私がなんだかんだ興味がある分野は「社会福祉」と「社会保険」です。前者は、高齢者、障がい者、児童等社会的に弱い立場になりやすい方たちを社会が支えるしくみです。原則、無拠出で財源が租税になるかと思います。後者は、健康保険や介護保険など各人が保険料を負担し、各社会保険制度上の保険事故（年金であったら高齢、健康保険であったら病気やケガ）が発生したときに、給付が受けられるしくみです。この2つが、有機的に絡み合い「人の生活」を支えているのかと思います。行政管轄としては、どちらも厚生労働省となるかと思います。厚生労働省はとても広範囲な分野をカバーしていますので、高齢分野は老健局、障がい分野は社会・援護局、そして児童分野は子ども家庭局のように分野ごとに縦割りされ、施策を講じています。（余談ですが、タイムリーで課題になっている統計問題も児童虐待問題も働き方改革もぜんぶまるごと厚生労働省管轄です。もうすでに、厚生労働省はいっぱいいっぱいなんだろうとはたからみて感じます。昔のように、厚生省と労働省に分かれた方がいいのではと個人的には思います。）

唐突ですが、5、6年前に高齢分野にパワーワードが爆誕しました。「地域包括ケアシステム」です。高齢者サービスの担い手を行政（指定介護保険事業所）（共助）だけに頼るだけでなく、NPOやボランティア、そして高齢者の方々自身も支える側の担い手（互助、共助）になってもらいたい地域を醸成していこうというものであったかと思います。高齢分野（老健局）単体の構想で、これに伴う介護保険制度の改正に関しては現場から様々な問題提起があったことが記憶に新しいかと思

います。特に、介護度が要支援の方を支援する介護予防サービスが、介護保険から外され、介護予防・日常生活支援総合事業となり市町村主体の制度になったことは衝撃でした。そして近年また新たなパワーワードが爆誕しました。「（我が事・丸ごと）地域共生社会」です。前述したように、これまで高齢者・障がい者・児童等対象者ごとに省内で管轄局が分かれ、縦割りで施策を講じてきました。しかし、社会情勢の変化によりニーズが複雑・重層化し、これまでの縦割りでは現代のニーズに応えられなくなっていることから爆誕したのがこの「（我が事・丸ごと）地域共生社会」構想かと思います。

「（我が事・丸ごと）地域共生社会」と1度頭の中で唱えれば、忘れないともキャッチーなネーミングに、はじめて耳にしたときは震えました。この構想の実施主体は、地域共生社会実現本部となっています。本部員は老健局長、子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長などです。要するに、厚生労働省丸ごと一体となって、全分野ひっくるめて今後の施策を進めていく流れになったのです、これにより「地域包括ケアシステム」も「（我が事・丸ごと）地域共生社会」の中に取り込まれる形となりました。

もうすでにこの共生社会は、制度的に動きはじめています。指定介護保険サービス事業所を、障がいをもつ方が利用できる共生型サービスという制度です。高齢者の父母と障がいをもつ子どもが同じデイサービスを利用することが制度上可能になりました。（今まで障がいをもつ方は障害者総合支援法に基づく事業所のサービスは受けられましたが、介護保険法に基づく事業所のサービスは受けられませんでした。）県内では特に、県南地域の事業所がこの共生型サービスに力を入れていると聞いています。

今後も社会福祉・社会保険の分野はめまぐるしく変遷していくかと思います。行政書士は福祉分野に、直接的にも間接的にも携わることができる職業であると思います。「人の生活」を支えている「社会福祉」と「社会保険」制度について、今後も注視していきたいと考えています。

（宇都宮支局長 高山伸人）

国際業務相談事例・入管基礎研修会

国際部 主催

- 開催日時 平成31年4月17日（水）13：30～
- 開催場所 栃木県行政書士会館 2階
- 研修内容 実際の相談事例を元に学ぶ研修会と初心者向けの基礎的な研修会の2本立てです。
基礎と実例を一度に学ぶことができます。
- 対象者 会員（補助者の方は受講出来ません）
- 受講料 無料
- 締切 4月12日（金）

※「出入国管理法令集」をお持ちの方はご持参ください。

募 集

研修会申込書

申込欄に○を付けFAX願います。（FAX：028-635-1410）

研修名	受講料	申込〆切	申込		チケット申込	昼食 ¥500 程度
			会員	補助者		
4/17 国際業務相談事例・入管基礎研修会	無料	4/12		/	—	—

支部名		会員氏名	
FAX		補助者 氏名	

- ※ 補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。
- ※ 補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に○を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に○を記入してください。
- ※ 研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいようお願いいたします

栃木県行政書士会 事務局のお休みについて

平成30年12月14日に施行された「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」に伴い、2019年のゴールデンウイークは4月27日（土）から5月6日（月・振替休日）まで、事務局は閉局となりますのでご承知おきください。

4月の最終日は4月26日（金）17:00まで、5月の初日は5月7日（火）9:00からとなります。宜しくお願ひします。

栃木県行政書士会員の動き

【入会】

(平成31年2月28日現在)

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名	電話	備考
				所在地		
	塩 那	H31.2.1	329-1572	インターナショナル行政書士事務所	080-7430-7888	
	齋藤 正和			矢板市安沢字道下 1722-1		

【退会】渡邊 眞会員のご冥福をお祈りいたします。

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
小山	下田 康夫	H31.2.1	廃業	宇都宮	渡邊 真	H31.2.10	死亡
栃木	羽石 賢二	H31.2.28	廃業				

【変更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
佐野	山本 琴絵	所在地/電話番号	佐野市七軒町 2216/080-1297-0267
宇都宮	酒寄 悅子	電話番号	090-8683-0711

5/16(木)経審&評点アップセミナーを開催します

経審セミナーに参加すれば・・・

- 最新の改正内容がわかる
- 評点アップのポイントがつかめる





お客様の評点をあげるためにはどうしたら…?

開催日時
5月16日(木) 13:30~17:00

会場
とちぎ福祉プラザ403号室

受講料
2,000円/名(税込)
定員 15名

お申込書は弊社HPよりダウンロードをお願いします。
空席の有無、詳細につきましては、
お気軽に弊社までお問い合わせください。



評点アップに繋げるためには…
今の経審の傾向は…



的確なアドバイスでお客様からの信頼度アップ

ネットコアの経審セミナーにおまかせください!

Net-Core

国土交通省登録経営状況分析機関(登録第8号)

Tel:028-649-0111 Fax:028-649-0303

〒320-0857 宇都宮市鶴田2-5-24 クレインズ21 1F-A

詳しくは株式会社ネットコアで検索!
[株式会社ネットコア](#) [検索](#)

<p>編集後記</p> <p>確定申告も終了し、年度末で何かとお忙しいことと思います。</p> <p>新年度も間もなくスタートします。今年度は役員改選の年に当たります。</p> <p>広報部も2年間皆様にお世話になりました。御礼申し上げます。</p> <p>季節の変わり目で体調を崩されませんようご自愛ください。</p> <p>(広報部 小室明男)</p>	<p>行政書士とちぎ 3月号 №507</p> <p>発行人 横山眞 〒320-0046 電話 028-635-1411 (代) FAX 028-635-1410 メールアドレス ホームページ 編集部 定期 印刷所</p> <p>横山眞 宇都宮市西一の沢町1番22号 gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp http://www.gt9.or.jp/gyosei 広報部 250円 有限会社 高久印刷</p>
--	---

(栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます)



行政書士とちぎ 2019.3

平成31年3月15日発行

第507号

栃木県行政書士会

〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

行政書士は頼れる街の法律家

行政書士は、わがやまな訟訟手続や贈与、遺嘱や相続、
契約などの相談から書類作成まで併せてサポートします。



女優／小芝 風花

平成30年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省
後援：栃木県



行政書士相談センター

電話無料相談 (月～金 9:00～17:00
年末年始・祝祭日除く)

マスコットキャラクター アドちゃん

028-638-0919